

## 令和元年第1回奥多摩町議会臨時会 会議録

1 令和元年11月20日午前10時00分、第1回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和元年第1回奥多摩町議会臨時会議事日程 [第1号]

令和元年11月20日(水)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和元年11月20日～11月20日(1日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長臨時町議会開会・開議宣告	—
2	—	9番 原島幸次 議員 会議録署名議員の指名 10番 村木征一 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	町長あいさつ	—
5	議案第76号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号))	原案承認
6	議案第77号	令和元年台風第19号に係る奥多摩町救難緊急措置条例	原案可決
7	議案第78号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第79号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第80号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第81号	令和元年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
11	議案第82号	令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
12	議案第83号	令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
13	議案第84号	令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決

(午前11時55分 閉会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（師岡 伸公君） これより令和元年第 1 回奥多摩町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件については、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員に、

9 番 原島 幸次議員、

10 番 村木 征一議員、

以上 2 名を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第 1 回奥多摩町議会臨時会の運営について、本日午前 9 時より議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本臨時会の会期であります。提出された案件を審議の結果、本日 1 日限りとすることに決定しました。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

初めに、議案第 76 号専決処分の承認を求めることについては、単独上程の上、採決につきましては、即決と決定しております。

次に、議案第 77 号、このたびの台風に係ります救難緊急措置条例につきましても単独上程の上、即決と決定しております。

次に、議案第 78 号から議案第 80 号までの 3 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 81 号から議案第 84 号までの令和元年度一般会計を始めとする特別会計補正予算の 4 議案についても一括上程とし、採決は、それぞれ即決と決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本臨時会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

げ、議会運営委員長の報告とします。

○議長（師岡 伸公君） 議会運営委員会委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、本臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり進めたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、本臨時会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日、令和元年第1回奥多摩町議会臨時会を招集させていただきました。今回の議案内容につきましては、後ほど副町長、あるいは課長からご報告、ご説明をさせていただきますけれども、この臨時会におきましては、従来は、人事委員会の勧告に伴いまして、議員の皆さん、あるいは職員の皆さんの期末手当、あるいは勤勉手当の期日が12月1日が基準日でございますので、それ以前に議決をいただくという要件がございますので、やってまいりましたけれども、今回は10月6日に発生しました台風19号に伴ういろんな問題に専決処分の問題等々含めてご審議を賜りたいというふうに思っております。

若干でございますけれども、台風19号に関しましては、基本的な幾つかの部分についてご報告をさせていただきたいと思っております。

既にご承知のように、台風19号は、非常に今までにない大きな台風でございました。町では降り始めましてから総雨量が610.5ミリメートルという記録でございます。東日本に記録的な暴風や大雨をもたらす恐れがあるというような気象庁の発表によりまして、町では、10月10日には防災行政無線による住民皆様への事前の喚起を行いました。翌11日には各生活館を開放し、自主的な避難を促し、その後、大雨注意報が発表され、また、台風による激しい風雨の予報が出されたため、夜間は総務課職員3名が詰め、情報連絡等の警戒態勢をまずとりました。以後、断水が町内全域で起こりまして、その対応につきましては、26日までの間、災害対策本部を設置すると同時に、町職員を交代によりまして24時間体制で住民皆様からの情報、あるいはこちらからお伝えすることを図ってまいりました。

その中で特に大きかったのが、まだまだ調査が全部完了しておりませんが、都営水道の断水であります。都道 204 号線、日原鍾乳洞線が崩落をいたしました。ここには町の浄水場というのは、小河内、それから境、それから日原、大丹波に浄水場が今できております。その浄水場の中で、小河内、それから日原、大丹波については単独の浄水場でございますから、断水が 1 日ないし 2 日で解消されまして、地域の住民の皆さんには不便をおかけしましたけれども、最小限で済んだんではないかなというふうに思っております。

しかしながら、町の 60% を超す住民の皆様にご給水する一番大きな浄水場である境、氷川にきている原水の管が日原街道で寸断をされました。そういう時点で非常に大きな被害となり、10 日間にわたり断水を余儀なくされたわけでございます。

平成 22 年の 4 月に都営水道の一元化を町は果たしましたが、それ以来、あるいはそれ以前も含めて非常に大きな断水でございました。これは大変なことでございますので、この問題について一番注意をしながらこの対応に当たりました。幸いにいたしまして、東京都の副知事である多羅尾副知事も現場に、私のところに来ていただきまして、最大限の水道局に対応をさせるというご案内をいただきまして、以後、水道局の中嶋局長と私自身が携帯電話でホットラインを引きまして、町の皆さんからいろんな承った部分を全部やれという要請をいたしました。局長いわく、最大限、いろんな意味でご迷惑をかけないようにするんで、何でも言ってほしいという要請を受け、それ以降、給水車による給水、あるいは、特に一番困りましたのは、町には 4 つの特別養護老人ホームがございます。一番使う老人ホームでは 1 日 60 トンを使うというような状況でございまして、そこの食事、あるいはトイレ等々の問題を含めて、これをやらないと、利用している人たちが困ってしまうというようなことで、東京都には給水車が 14 台あるそうでございます。2 トンの給水車が 14 台あるんで、それは万全を期すということでありましたけれども、とても足りない状況でございました。

ひとつの例でございまして、白丸のグリーンウッドについては 1 日 20 トン入れていただきました。2 トン車でいきますと 1 日 10 台であります。そういう状況を含めて、とても東京都の給水車だけでは足りないということで、千葉、埼玉等含めたほかの県の応援を得て、町の要望を聞いていただき、そこにも給水をしていただきました。おかげさまで、全員が入浴を毎日できるという状況ではございませんでしたけれども、利用している人たちが不便をかけずにこの問題が解決できたんではないかなというふうに思っております。

その間、うれしいことがいっぱい起こりまして、檜原は単独で水道をやっておりますの

で、すぐ坂本村長から電話がかかってまいりまして、「河村町長、今、給水車送ったよ」というようなこともございました。それから、羽村の並木市長からも給水車と職員をつけて、町に給水をしてもらうために3日間にわたって給水車を送っていただきました。このようにして、すばらしい、いろんな応援を得ながら見てみますと、もう一方では、地域皆さんが、私が一番心配していたのは、ひとり暮らし、あるいは高齢者の皆さんがあの重い水の袋を運ぶことができるのかなというふうな心配をして、副町長以下、担当の課長に、ひとり暮らし、あるいは高齢者の問題に対応を考えろというふうな指示をいたしましたけれども、幸い現場を見てわかったことは、もう既に軽自動車を持って、近所の方がそういう給水の袋を持って、「どうすんの」と言ったら「配るんだ」ということでございました。こういうことが各地で行われて、本当に町の絆の強さ、あるいは連携の部分というのがうちの町であったからできたのかなというふうに住民皆様にも感謝をしているところでございます。

長期的になったものですから、入浴の問題、あるいはトイレの問題、洗濯の問題等も既に関心、早急に対応させていただきました。

入浴の問題につきましては、自衛隊が来ていただきまして、古里小学校で1日に約300人の人が入浴をし、また、女性と男性の風呂、私も現地に何回か行きましたけれども、女性風呂については女性隊員がちゃんとご案内をして、多くの人たちが利用していただき、大変いいお湯であったと。まして古里小学校の入浴施設については、ジャグジー、あるいはシャワー等も完備しておりましたので、普通の家庭でやる入浴とほとんど変わらないという状況でございました。

それ以前に入浴の問題は困るなというようなことから、もえぎの湯につきましては町民に無料開放するというのをいち早くやらせていただきましたけれども、残念ながら、ジャグジーとシャワーについては水を入れないとできませんので、入浴だけしていただきましたけれども、これも1日大体200の方が利用していただきました。

このようにして、いろんな部分が不便があったんですけども、簡易トイレの問題、あるいは洗濯機の問題等含め、実施をいたしました。

また、日原の崩落につきましては、いち早く小池都知事も現場を見ていただきまして、実際に、直には言いませんけれども、それ以前の職員に既にいろんな意味での提案をさせていただきました。前回、日原が崩落したときには、あれを簡易な通行ができるということを東京都が非常に拒みました。そういう点で、日原の人たち、あるいは日原に入る人たちには、大沢小菅から30分ぐらいかけて山道を上り下りということを私、経験いたしま

したので、そういう点がないようにしっかりとやってほしいということについても副知事である多羅尾副知事に申し上げ、建設局長にしっかりとその旨連絡をしてほしい。したがって、都知事が来たときにはもう既に歩道をつくるという提案をなされました。町と西建の協議の段階では歩道だけでも渋っております。また、この寒さを迎えますので、プロパンガスであるとか、石油であるとか、そういうものも運べるような状態にしてほしいという要請をいたしましたけれども、最初は断られました。そういうことであるならば町が実行するというようなことで、職員を含めて関係ある索道を張れる部分を呼んで検討までし、最終的にはそれは都がやるというふうになって、今現実には鉄塔をつくって、あそこに架線を今張る準備を始めております。

それから、栃久保の根元神社近辺でございますけれども、これも都道が若干陥没いたしましたので、その対応について既に私、何回か足を運んでおりますけれども、基礎的な調査が全部終わりました。伐採も終わり、吹きつけも終わり、そういう状況で、今後、長期的な部分を含めてどうしていくかというのが大きな課題であるのかなというふうに思います。

数日経ってから、将来のいろんな意味で宮坂副知事が参りまして、ドローンを日原まで試験運行をいたしました。140メートル上がって、日原まで約2キロメートルの部分が送れると。これを早くやってほしいという要請をいたしました。そういう部分も先のことを考えながら、いろんな意味で都の幹部の方に要請をしてきたところでございます。

恐らく今後におきましては、日原については、まだしばらくかかると思います。日の出の崩壊現場、あるいは檜原の崩壊現場等がございますけれども、檜原においては、あそこに採石場がございますして、その用地を迂回することによって、これもこの間、坂本村長とお話ししたんですけれども、東京都は最初だめだと言ったそうでございます。それで、村が考えたことは、村が採石場の用地を借りるから、それを都に貸すから早くやれということで、現在はほとんど支障なくそれが実行できている。あるいは日の出に関しましては、おかげさまでといいますか、河川までの部分が低かったわけでございますので、現在仮設がつくり、バスも運行しているという状況でございます。

そのようにして、いろんな部分、これは非常に町が町の担当、あるいは職員が努力をしているんですけれども、なかなか都の窓口とかみ合わないということが多々あります。そういう点で、それをどう打破するかということも非常に大事であり、私自身がかつてから培っております人脈を利用して、その部分についていち早く対応していったということでございます。

また、自衛隊においては、既に災害が始まったときに2人の自衛隊員が町に待機をしていただきました。また、東京都の災害対策部の職員も2名待機をしていただき、さっき申し上げました、自衛隊に要請する部分は非常に今回はスムーズにうまく行きました。そういう点では、すぐに日原の崩落に伴いましては5回にわたって、物資を自衛隊のヘリコプターで搬送していただきました。また、入浴施設もそのとおりであり、自衛隊と都と町との連携は非常にうまくいったのではないかなというふうに思います。

これも皆さんご承知のように、1週間にわたる大雪のときに難儀をいたしました。そういう点で、自衛隊の要請というのは非常に時間がかかる部分があったので、今回はむしろいろんな知恵をいただきましたので、そういう知恵を発揮して、非常に住民皆様にどうなったら早くその利用ができるかということについて実施をさせていただいたところがございます。

また、自衛隊の入浴に関しましては、地域の皆さんが非常に感謝をして、町の防災無線で、撤収するときにできればお見送りしてほしいという案内をさせていただきましたけれども、雨が降る中、古里の文化会館に約30名以上の住民の皆さんが自衛隊を感謝して送り出していただき、聞くところによりますと、吉野街道沿いにも住民の皆さんが出て、自衛隊に対する御礼の手を振ってくれたという報告も受けております。

このようにして、ある意味では、地域の中の住民の絆、私どもの町は99%が地域の自治会に加入しておりますので、そういう絆がいろんな意味で住民の皆さんに発揮していただいたのではないかなというふうに、逆に私自身もそのことを改めて感じ、住民皆様に感謝をしているところがございます。

いずれにいたしましても、日原の問題については、今、まだこれからいろんな問題が抱えております。すぐに道が開通した段階では、保健師等々、あるいは奥多摩病院の医師等も含めて日原に入っていただき、住民の医療の問題、あるいは薬の問題等も含めて、それはほかの病院にかかってあるのであれば、同じ薬は病院で処方できるわけですから、そういう手も打たせていただきました。

そのようにして、今、日原はやっと落ちついてまいりましたけれども、もう一つは、奥多摩消防署がこの災害が起きる前に既に約9名の隊員と消防車両、それから救急車をあそこに入れていただきました。何かあったときには日原が孤立しないようにということなんですけれども、残念ながら崩落してしまいましたので、現実には、今、消防車両と救急車が日原に入り、こちらに出てこれられないわけがございますけれども、現在の段階では、約8名ぐらいの隊員がほかの消防署から応援をして、現在も待機をしているという状況でござ



ざいます。今日、消防署長からの報告を伺いましたけれども、救急が発生いたしまして、1人の人が、高齢者でございますけれども、お互いに両方から搬送して病院に運んでいたと、それをやったという事例も発生しております。

今後とも日原においては地域の住民の皆さんが安全でいけるように、消防署としては長期にわたってどのようにしていったらいいかということ、今日も朝、お願いをしたところでございます。

いずれにしても皆さんが心配していることを公的にできる部分は町がやっていく。これは町の信念であり、町の住民を守るのは、私たち地域の部分を背負っている私を含めた町の公務員である職員の責務だというふうに考えております。それから、町だけではできない、あるいは多くのことが同時に発生した場合には、これは公的だけではかないません。そういう点では、地域の住民の皆さんがお互いに隣近所で力を合わせながらやっていただくということが今回、実際に事例として起こりましたので、うちの町は常日ごろから、いろんな意味で非常にいい関係を持っていることから、こういうことができたのではないかなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、まだまだ日原の崩落については約3カ月続くと思っておりますので、こういう問題の解決のために積極的に地域の皆さんが不便をしないようにしていきたいというふうに思っております。

また、うれしいことというのはいろんなところで起きるものでございまして、ほかの県の町村長と親交がございまして、茨城県の利根町の佐々木町長のところから20キログラムのお米が約14袋、それから、大根、ニンジン、ゴボウ等々含めた野菜をすぐ町の職員が2台の車で送っていただきました。こういうことも現実起きております。それも日原に全部運び込み、現在、私が聞いているところでは、日原の皆さんが非常にそういう食料の問題も含めて、細かい対応をしていただいたということで喜んでおります。

それから、一番問題なのは、今後、うちの特産品であります山葵田でございます。これがほとんど全部と言っていいぐらい被害を受けました。前回の台風17号でしたか、そのときにも被害を受けて、後継をもうできないというようなお話があったときに、町の助成していく助成率を上げて、個人の負担を25%にさせていただきましたけれども、今回の台風の場合には、もっとその率を上げ、個人負担を少なくしないと、このワサビ栽培、山葵田そのもの、あるいは後継者そのものが実際にワサビを栽培していただけないということが起きてはまずいなということで、今どうしたらいいか、知恵を絞っていききたいなというふうに思っております。

また、ワサビ栽培の場所につきましては、林道等が完全に復旧しておりませんので、その災害について全部調査が終わっておりません。そういう意味では、今後調査をした結果、後継者が立ち上がっていただくというために、町としてどういう支援をしていくかということを考えていきたいなというふうに思っております。これは深刻な問題でございまして、江戸時代からずっとやってきた特産物をなくさないという信念を持って取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、あちこちで被害がございました。この議会の前も見てくださいと、観光荘の下の遊歩道が崩落をいたしました。まさかというふうに思っておりましたけれども、この問題も起きました。こういう点で、どこから優先的に手をつけ始めるかということが非常に大事でございまして、今、白丸の災害防除の吹きつけをしておりますので、それはまた議員の皆様方に議決をしていただき、工期の延期をしてもらおう予定でございましてけれども、そういうことをしてまでも、まず優先的に崩落しそうなところを吹きつけを先に観光荘の下をやれという指示をし、今、最低の手当てだけは吹きつけが終わって本格的な工事に入っていきたい。そのときにも非常に大きな金がかかるというような状況が見込まれますので、町がやったらいいのか、あるいは東京都にやっていただくという要請をするのがいいのかということも含めて今後考えていきたいなというふうに思っております。

そういう点では、既に東京都が災害に関する部分等含めて補正予算の発表がございました。その中に含まれている約 24 億円の災害に対する対応でございましてけれども、これについても積極的に都に支援を求めていきたいと思っております。今申し上げました 24 億円については、特例交付金ということで、災害があったところに特例的に交付金を配分するというところでございまして、内容は明らかではありませんけれども、私ども、さっき専決処分をさせていただきました 1 億 9,400 万円はもちろんでございますけれども、今後、発生した部分の除去をどうしていくかということを含めて、東京都に要望・要請をし、きちんと予算の確保を図って災害復旧に当たってまいりたいというふうに思っております。

災害救難条例を提案させていただく予定でございましてけれども、これも従来から台風に伴いまして施設等が損壊をし、それらに対して無利子の貸し付けを実施してまいりましたけれども、これも単独条例で、その部分に係る条例として議会の議決をいただかないと無利子貸し付けができませんので、そういう条例も提案させていただく予定でございまして。

そのようにして、とりあえずという言い方がいいのかどうか分かりませんが、一番大変なときを乗り越えて、できるだけ平常な状態に近い状態に今戻ってまいりました。今後はもう少しいろいろな調査をしながら、住民の皆さんが生活する上において不便のない

ように、12月を含めた予算の提案を今後してまいりたいというふうに思っていると同時に、災害を受けた方々が復旧にかかれるような無利子の貸し付けも早急につくりたいというのが今回の提案でございます。

最後でございますけれども、幸いにいたしまして、人的被害は全くございませんでした。こういう点では、地域の住民皆さんがお互いにレッドゾーンを含めたいろんなマップも配らせていただきましたけれども、そういう部分に対する認識を少しずつ自助・共助、あるいは公助の問題について取り組んでいただいているのではないかなというふうに思うところでございます。

また、忘れておりましたけれども、消防団員の皆さんが隣近所の問題等々含めて、給水の問題、それから沢から出た土砂掃きの問題等、大変な努力をしていただきました。このようにして、小さな町が何かあったときに協力をしてやらないと、一番大変なときは乗り越えられないということをごまごま目にさせていただきました。

そういう点では、従来からのコミュニティの問題、消防団員の問題、あるいは隣近所等の問題を含めて今回の中で住民の皆さんを含めた部分がお互いに連携をしながら、最低限の部分で乗り切れたということに改めて地域の住民皆様に感謝と御礼を申し上げたいと思います。

今回提案させていただきますのは、台風の関連の専決処分1件、条例の制定議案が1件、一部改正議案が3件、補正予算が4件の9件でございます。これらの議案の具体的な内容につきましては、副町長以下、課長から説明させていただきますので、今後の執行に支障のないようご議決いただきますようお願い申し上げます。第1回奥多摩町議会臨時会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第5 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号））につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、令和元年 10 月 15 日に専決処分をさせていただき、同条第 3 項の規定によりまして、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書をごらんください。令和元年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。理由でございますが、令和元年 10 月 12 日の台風第 19 号の影響により、町内に災害が発生したことから、その費用を補正するため、専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71 億 2,856 万 7,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。

繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金から 1 億 9,400 万円を追加し、繰入金の合計を 6 億 2,277 万 9,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1 億 9,400 万円を追加し、歳入の合計額を 71 億 2,856 万 7,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。

災害復旧費のうち、農林水産施設災害復旧費は、山葵田、林道、水産施設などの復旧費として 8,903 万円を追加、公共土木施設災害復旧費は、町道や町で管理する河川等の復旧費として 2,980 万円を追加、台風災害復旧費は、今回新設をする項目で、台風災害に係る職員の人件費や消防団員の費用弁償、川井、氷川キャンプ場など観光施設の復旧費、また、町内の断水に伴う仮設トイレの設置、洗濯機の購入など 7,602 万円を新設し、災害復旧費の合計を 1 億 9,520 万円に、予備費は、予算調整により 85 万円を減額し、予備費の合計を 1,512 万 6,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 1 億 9,400 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 71 億 2,856 万 7,000 円とするものでございます。

なお、今回の台風 19 号につきましては、非常に大型な台風で、町内全域にわたり被害が発生しております。現時時点において被害の全容が把握できていない状況にございます。このため現在、その被害の全容の把握を急いでいるところでございます。このようなことから、今回、専決補正をさせていただきました 1 億 9,400 万円につきましては、10 月 15 日時点における緊急的な対応に必要な費用を計上したものでございまして、内容としまし

ては、河川の氾濫、あるいは土砂の流出等に伴う被害による土砂排除等が主なもので、町道においては 23 路線、林道においては 11 路線、町が管理する河川においては 19 カ所、下水道においてはマンホール等への土砂の流入が 5 カ所、簡易給水施設においては安寺沢を含め 4 カ所、また、観光施設につきましては、氷川キャンプ場など 6 カ所、農林水産施設につきましては大丹波国際釣場など 4 カ所、また、現時点において山葵田が 29 カ所の被害を受けておりまして、なお調査中ではありますが、国から激甚災害の指定を受け、今年度を含め 3 カ年で復旧する予定であります。

今回の補正につきましては、工期の関係から 3 カ所を予算計上しております。山葵田につきましては、今後の調査の上で被害箇所が増えた場合でも補助の対象となります。

以上が緊急的に補正をさせていただきました内容でございますが、今後、被害の全容が明らかになっていく段階で、年度末の 3 月補正、また、被害の規模によっては令和 2 年度当初予算に災害復旧費を計上させていただく予定でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で、議案第 76 号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 76 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 76 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 76 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 76 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 76 号については承認されました。

次に、日程第 6 議案第 77 号 令和元年台風第 19 号に係る奥多摩町救難緊急措置条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） 議案第 77 号 令和元年台風第 19 号に係る奥多摩町救難緊急措置条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、令和元年台風第 19 号により被害を受けた町民に対し、救済資金を貸し付けることにより、罹災者の生活の安定を図るため、条例を整備する必要があるためでございます。

今回の台風による被害を受けた方のうち、奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により、災害見舞金を支給させていただいた 2 世帯の方、また、罹災証明を申請し、直接福祉のほうに相談のあった 2 世帯の方に聞き取り調査を行った結果、お 1 人の方から救済資金の貸付制度があれば利用したいと希望されております。後ほど補正予算でのご審議もお願いするわけでございますが、予算といたしましては 1,500 万円を見込んでございます。

それでは、条例の新規制定ではございますが、平成 23 年の台風 12 号に係る救難緊急措置条例を参考にしておりますので、全文の朗読にかえまして、条ごとの要点についてご説明申し上げます。

1 枚おめくり願います。第 1 条では、目的として、条例の趣旨を規定したものでございます。

第 2 条では、貸し付けの対象を規定するものです。

第 3 条では、貸し付けの要件を規定するもので、1 号としまして住所要件を、2 号として資金の償還について支払い能力を、3 号としまして連帯保証人を有することなどを規定しております。

第 4 条では、資金の種類、貸付限度額及び償還期間、貸付利率の無利子、償還方法を規定しており、後ほど別表もございますので、ご説明をいたします。

第 5 条では、資金の貸し付けの申し込みの規定を、第 6 条では、貸し付けの決定、第 7 条では、契約の締結の方法を規定しております。

1 枚おめくり願います。第 8 条では、資金の交付の方法を定めております。着工時に貸付決定額の 2 分の 1 に相当する額を交付し、抵当権設定後や竣工後に速やかに残額を交付するなどとしております。

第 9 条では、工事の着手期限を規定し、第 10 条では、繰上償還を規定しております。

第 11 条は、償還方法の特例等として償還方法を変更し、債務の減額、免除を規定しており、第 12 条は、違約金を規定しているものです。

第 13 条は、条例から規則への委任規定となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次のページになります。別表（第 4 条関係）をお願いいたします。種類、貸付限度額、償還期間、据置期間の順で説明をいたします。建物建築等資金は 2,000 万円、20 年以内、2 年以内。用地造成資金は 1,000 万円、20 年以内、2 年以内。生活必需品等購入資金は 500 万円、5 年以内、6 カ月以内となります。

以上で、議案第 77 号の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 77 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 77 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 77 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 77 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 77 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 51 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 7 議案第 78 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8 議案第 79 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例、日程第9 議案第80号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第78号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第79号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第80号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3件の条例改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、特別給の支給割合等の改定を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、10月16日に勧告されました東京都人事委員会の勧告内容につきましてご説明いたします。

町の給与改定は、東京都の職員給与条例に基づき改定をしております。令和元年東京都人事委員会の勧告は、例月給につきましては、公民較差が47円と極めて小さく、公民給与がおおむね均衡していることから、全体の改定は昨年に引き続き見送ることといたしました。また、特別給賞与につきましては、民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を0.05月分引き上げる改定となりました。特別給につきましては、6年連続引き上げ改定でございます。

給与勧告制度は、公民較差を解消して、職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで職員の給料を社会一般の情勢に適応した適正な水準にする役割がございます。今回の勧告では、特別給賞与につきましては、平均年齢における公民較差を比較し、0.05月分引き上げ、引き上げ分をすべて勤勉手当に配分する勧告がなされたもので、勤勉手当に限りますと、2.00月から2.05月と改められ、これにより期末手当の2.6月分とあわせて、年間の期末勤勉手当の支給月数を現在の合計4.6月分から4.65月分と改めるもので、この改定は、令和元年度に支給する期末勤勉手当から実施するものでございます。

今回の改正に伴います人件費の年間影響総額は、特別給につきましては、全会計で総額341万6,000円の増額となるものでございます。1人当たりの特別給の額は、20歳代で扶養なしの場合1万2,000円、40歳代で係長職で配偶者と子ども1人の扶養親族があるものでは2万1,000円、50歳代の課長補佐職で配偶者と子ども2人の扶養親族があるものでは2万5,000円の増額となります。



以上の点を踏まえ、本議会に上程させていただく内容は、特別給賞与の引き上げ等につきまして改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明をさせていただきます。

議案第 78 号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、一般職の勤勉手当と同様の割合を期末手当において、議案第 79 号の特別職の職員の給与に関する条例は、勤勉手当を含む期末手当において、その支給月数を改正するものですが、わかりやすくご説明させていただくために、大変恐れ入りますが、議案第 80 号の一般職の職員の給与に関する条例の改正からご説明をさせていただきます。条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をさせていただきます。新旧対照表の 3 ページをごらんください。あわせて別添として配付させていただきました A 4 横長の提案説明附属資料もごらんください。

3 ページからは奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございますが、第 1 条関係でございます。下線の部分が改正部分となり、3 ページ、第 2 条給料から 5 ページの第 17 条時間外勤務手当等の支給日までに規定している「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に、「休日給」を「休日勤務手当」に、「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改めるもので、文言を整理したものでございます。

次に、5 ページから 6 ページをごらんください。下線の部分が改正部分で、地方公務員法で選考の資格において欠格事由から成年被後見人及び被補佐人が削られることに伴う改正で、第 18 条第 1 項中、「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項中、「若しくは失職し」を削り、第 18 条の 2 各号列記以外の部分中、第 4 号を第 3 号に改め、同条第 2 号を削り、6 ページをごらんください。同条第 3 号中、「前 2 号」を「前号」に改め、同号同条第 2 号として、同条第 4 号を同条第 3 号とするものでございます。

第 19 条第 1 項中、「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項中、「若しくは失職し」を削り、勤勉手当「100 分の 100」を「100 分の 102.5」に、同条第 3 項では、再任用職員について「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に改めるもので、人事委員会で勧告された一般職の職員の勤勉手当の 100 分の 5、0.05 月分引き上げるものでございます。

なお、ここで定める割合は、6 月と 12 月の支給月にそれぞれ加算されるもので、これで勤勉手当につきましては、年間で 2.05 月分の支給月数と改めるものでございます。

別添の附属資料をごらんください。一般職の下段の施行日 2 年 4 月 1 日以降の勤勉手当の月数の改正となります。括弧内は、再任用職員の期末勤勉手当の支給月数になります。

なお、元年度分につきましては、この後、ご説明させていただきます。

次に、新旧対照表の7ページをごらんください。第2条関係でございます。第22条の臨時職員の給与は、会計年度任用職員となることから規定を削り、第23条を第22条として改めるものでございます。

附則として、第1項では、この条例の施行期日を定め、第2項では、勤勉手当に関する特例措置として令和元年12月に支給する勤勉手当については、本文の規定にかかわらず、一般職は100分の105とすることと再任職員は100分の52.5とすることを定めるものでございます。

次に、職務の等級規定を東京都の職務の等級規定に合わせることから、第3項では、特定の職務の等級の切り替えとして令和2年4月1日（以下「切替日」という。）に切り替える職務の等級は、附則別表第1職務の級の切替表をもって切り替える規定でございます。

第4項では、新等級に切り替える際の号給について、その号給は切替日の前日と同一の切替日に切り替えることとするものでございます。

次に、附則別表第1（附則第3項関係）では、職務の級の切替表として、表中、給料表の職務の等級を旧等級から新等級に規定するもので、行政職給料表（1）等級別標準職務表で「1等級」「2等級」「特3等級」「3等級」を「4等級」「3等級」「2等級」「1等級」に改め、行政職給料表（2）等級別標準職務表で「1等級」「3等級」を「3等級」「1等級」に改め、恐れ入ります、8ページをごらんください。医療職給料表（1）等級別標準職務表で「1等級」「3等級」を「3等級」「1等級」に改め、医療職給料表（2）等級別標準職務表で「1等級」「2等級」を「2等級」「1等級」に改め、医療職給料表（3）等級別標準職務表で「1等級」「2等級」「3等級」「4等級」を「4等級」「3等級」「2等級」「1等級」に改めるものでございます。

別添の附属資料ですと、一般職、右側の欄になります。中段の元年12月1日の勤勉手当の月数の改正となります。元年度では既に6月期を1.00月分の勤勉手当を支給しているため、元年度については12月期に1.05月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間2.05月分とするものでございます。

次に、議案第78号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

議会議員の報酬のうち、期末手当につきましては、現在、年間で3.25月、6月に支給する場合は1.625月12月に支給する場合は1.625月分を支給しております。

新旧対照表の1ページをごらんください。第5条第2項の改正でございます。この期末

手当につきましては、年間で0.05月分引き上げるとともに、引上額を加えた総額3.30月分を一般職と同様に、6月期と12月期で均等配分する1.65月分に改めるものでございます。ただし、議会議員の期末手当につきましては、年間で0.05月分引き上げますが、適用を本年12月に支給する期末手当からとし、元年度における期末手当の年間支給月数は、現在の支給月数の年間3.25月分に元年度で引き上げ適用となる0.05月分の2分の1、0.025月を加えた3.275月分とし、本年12月に支給する期末手当は、元年度の年間支給月数の3.275月分から6月に支給している1.625月分を減じた1.65月分を支給することと定めたものでございます。

別添の附属資料の左側、議員の欄の支給率を改めるものでございます。議会議員の期末手当につきましては人事委員会の勧告はございませんが、従来職員と同様に引き上げ、改正の際には議員の特別給も引き上げておりますことから、ご提案をするものでございます。

次に、新旧対照表の1ページにお戻りください。第3項では「前2項に規定する基準日が奥多摩町の休日に関する条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に基づく休日にあたり議会が休会となり、その翌日以降に議長、副議長及び議員が選挙等された場合においては、当該基準日に議長、副議長及び議員に在職する者とみなし、前2項に規定する期末手当をそれぞれ支給する」みなし規定を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第79号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

特別職の職員につきましては、勤勉手当を含み、期末手当として支給しており、現在は一般職と同様に、年間で4.60月、6月に支給する場合は2.30月、12月に支給する場合は2.30月分を支給しております。

新旧対照表の2ページをごらんください。第3条第2項の改正でございます。この期末手当につきましては、年間で0.05月分引き上げるとともに、引上額を加えた総額4.65月分を一般職と同様に、6月期と12月期で均等配分する2.325月分に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日を、第2項は期末手当に関する特例措置として、令和12月に支給する期末手当については条文の規定にかかわらず100分の235とすることを改めるものでございます。

別添の資料をごらんください。附属資料です。特別職の欄の中段の元年12月1日の手

当の月数の改正となります。元年度では既に6月期に2.30月分の期末手当を支給しているため、元年度については12月期に2.35月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします。年間4.65月分とするものでございます。特別職につきましては、一般職と同様に常勤であるため、元年度から人事委員会の0.05月分の改正を実施するものでございます。

なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第78号から議案第80号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第78号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第78号の質疑を終結します。

次に、議案第79号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第79号の質疑を終結します。

次に、議案第80号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第80号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第78号から議案第80号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第78号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第78号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第79号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 79 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 80 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 80 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 81 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 11 議案第 82 号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 12 議案第 83 号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 13 議案第 84 号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 4 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

[副町長 加藤 一美君 登壇]

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 81 号から議案第 84 号までの令和元年度奥多摩町一般会計を始めとします 4 会計の補正予算について提案のご説明を申し上げます。

今回の 4 会計の補正につきましては、いずれも今臨時会に上程の期末勤勉手当の改定及び現時点における人件費及び事業費等を精査した内容となっております。

初めに、議案第 81 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71 億 4,556 万 7,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金から 1,700 万円を追加し、繰入金の合計を 6 億 3,977 万 9,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1,700 万円を追加し、歳入の合計額を 71 億 4,556 万 7,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は、議員の期末手当等の増額に伴い、14 万円を追加し、議会費の合計

を9,534万3,000円に、総務費のうち総務管理費は、特別職、一般職の期末勤勉手当等の増額に伴い、40万円を追加、徴税費は30万円を追加、戸籍住民基本台帳費は15万円を追加、選挙費は1万円を追加し、総務費の合計を8億5,985万円に、民生費のうち、社会福祉費は、災害救助資金貸付金等の増に伴い、1,522万円を追加、児童福祉費は4万円を追加、国民年金費は5万円を追加し、民生費の合計を14億5,004万4,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は8万5,000円を追加、清掃費は2万円を追加し、衛生費の合計を5億4,276万7,000円に、農林水産業費のうち、林業費は12万円を追加し、農林水産業費の合計を9億8,221万円に、商工費のうち、観光費は7万円を追加し、商工費の合計を4億8,713万9,000円に、土木費のうち、土木管理費は5万円を追加し、土木費の合計を13億3,655万6,000円に、消防費は1万5,000円を追加し、消防費の合計を3億1,928万7,000円に、教育費のうち、教育総務費は14万円を追加、社会教育費は22万円を追加し、教育費の合計を6億4,666万9,000円に、予備費は、予算調整により3万円を減額し、予備費の合計を1,509万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1,700万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の71億4,556万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

次に、議案第82号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては歳出のみで、総務費と予備費の間において5万円の財源の組み替えを行うもので、歳出の額に変更はございません。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

次に、議案第83号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。今回の補正につきましては歳出のみで、総務費のうち、一

般管理費と利用管理費の間において 34 万円の財源組み替えを行うもので、歳出の額に変更はございません。

以上で、議案第 83 号の説明を終わります。

次に、議案第 84 号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、一般会計繰入金は、小河内処理区と奥多摩処理区の間において財源組み替えを行うもので、歳入額に変更はございません。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

事業費と予備費の間において 1 万円の財源の組み替えを行うもので、歳出の額に変更はございません。

以上で、議案第 84 号の説明を終わります。

以上、議案第 81 号から議案第 84 号までの 4 会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いします。

初めに、議案第 81 号について各課長から順次所管の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、議案第 81 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）の内容の説明をいたします。

6 ページをお開きください。歳入でございます。

款 18 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 の財政調整基金繰入金の 1,700 万円の増額につきましては、本補正予算で不足する財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、7 ページからは歳出となります。

本補正予算の歳出につきましては、先ほどご決定いただきました議員及び特別職の期末

手当、一般職の勤勉手当の支給率の改定により増額となる人件費が主な内容でございますので、全科目の人件費について給与費明細書で一括して説明させていただきます。

恐れ入ります、補正予算書の 12 ページ、給与費明細書をごらんください。12 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。給与費欄の期末手当の長等 10 万円の増、議員 10 万円の増、その他は教育長分 4 万円の増額は、それぞれ期末手当の支給率の改定により増額となるもので、比較の計では 24 万円の増額となるものでございます。比較の給与費計、合計欄につきましても同額となります。

13 ページをごらんください。一般職でございます。上から 3 行目の比較の欄でございますが、給与費の職員手当は 179 万円の増で、一般職 91 名分の勤勉手当 0.05 月分の増額によるものでございます。比較の給与費計、合計につきましても同額となります。

職員手当の内訳は、下段の表のとおり、期末勤勉手当が増額となるものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、8 ページにお戻りください。人件費以外の説明をさせていただきます。

款 03 民生費、項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、11 災害救済資金貸付事業費の増額は、節 21 貸付金 1,500 万円の増額は、先ほどご決定いただきました台風 19 号の災害救済資金貸付金を見込んだものでございます。

次に、11 ページをお願いいたします。款 14 予備費の 3 万円の減額は、予算調整でございます。

以上で、議案第 81 号 令和元年度一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 81 号の説明は終わりました。

次に、議案第 82 号及び議案第 83 号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 82 号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正は歳出のみとなります。3 ページをお開きください。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01 事業、01 一般管理費 5,000 円の増額は、節 03 職員手当等、一般職期末勤勉手当 5,000 円の増額で、一般会計同様に、期末勤勉手当の支給率の改定に伴うものでございます。

4 ページの給与費明細書は、ただいまご説明いたしました内容と同様でございますので、省略をさせていただきます。

次に、目 02、事業 01 事業費は、補正額の計上はございませんが、節科目で増減を行っ



ております。内訳といたしまして、節 11 需用費 70 万円の増額は、説明欄記載の 01 消耗品費 30 万円の増額で、冬季に使用する塩化カルシウム等の購入費を見込み、06 修繕費 40 万円の増額は、冬季の施設緊急修繕を見込むものでございます。

次の節 13 委託料 70 万円の減額は、台風等の天候不良や参加申し込み者少数により、体験教室を中止したことに伴い、説明欄記載の体験教室指導委託 70 万円を減額するものでございます。

次に、款 02、項 01、目 01 予備費の 5,000 円の減額につきましては、歳出予算補正の調整を行うものでございます。

以上で、議案第 82 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 83 号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、都民の森同様に、歳出のみの補正となります。3 ページをお開きください。

款 01 総務費、項 01、目 01、事業 01 一般管理費 34 万円の増額は、節 03 職員手当等で、説明欄記載の 06 超過勤務手当 32 万円の増額は、人件費の調整によるもので、12 一般職期末勤勉手当 2 万円の増額は、一般会計同様に、期末勤勉手当の支給率の改定に伴うものでございます。

4 ページの給与費明細書は、ただいまご説明いたしました内容と同様でございますので、こちら省略をさせていただきたいと思っております。

次に、項 02、目 01、事業 01 利用管理費 34 万円の減額は、人件費の調整に伴う予算の組み替えを行うもので、節 14 使用料及び賃借料で、リース期間満了に伴い、新規の更新を予定しておりました冷蔵庫及び食器洗浄機につきまして機器の使用に問題がないことから再リースを行ったことにより、リース料が減額になったものでございます。

以上で、議案第 83 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 82 号及び議案第 83 号の説明は終わりました。

次に、議案第 84 号についての説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） それでは、議案第 84 号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の 6 ページをお開き願います。一般会計同様に、期末勤勉手当の改定に伴う補正で、歳出予算でございます。

款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費 1 万円の増額は、人件費の調整

で、01 下水道事業費、小河内処理区の節 03 職員手当等増額するもので、説明欄記載の一般職期末勤勉手当を増額するものでございます。

次に、7 ページの給与明細書でございますが、こちらにつきましてはただいまご説明いたしました内容と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 1 万円の減額につきましては、人件費を予備費で調整するものでございます。

以上で、議案第 84 号の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 84 号の説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 81 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 81 号の質疑を終結します。

次に、議案第 82 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 82 号の質疑を終結します。

次に、議案第 83 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 83 号の質疑を終結します。

次に、議案第 84 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 84 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 81 号から議案第 84 号までについて討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 81 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 81 号については原案の

とおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 82 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 82 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 83 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 83 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 84 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 84 号については原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

以上をもって令和元年第 1 回奥多摩町議会臨時会を閉会します。長時間大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 55 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員